

## 第4回 松江市文書館（仮称）基本計画検討委員会

### 議事録

1. 日時：令和7年3月28日（金） 10：00～12：00

2. 場所：松江市役所第2常任委員会室

3. 出席者

(1) 委員

井上寛司委員長、小林准士副委員長、竹永三男委員、清原和之委員、  
井上加奈子委員、本多千景委員

(2) 事務局

(総務部) 小村総務部長、中岡総務部次長、高宮総務係長  
(文化スポーツ部) 桑原文化スポーツ部長、飯塚松江城・史料調査課長、  
小山史料調査係長、面坪副主任学芸員、水野文化財副主任、  
村角歴史史料専門調査員、高橋歴史史料専門調査員

4. 内容

【報告】パブリックコメント募集の結果について

【議事】「松江市文書館（仮称）基本計画」最終案について

5. 会議経過

(開会)

事務局 (松史課長・飯塚)	ただいまから第4回松江市文書館（仮称）基本計画検討委員会を開会する。はじめに、総務部長の小村からご挨拶を申し上げる。
事務局 (総務部長・小村)	本日は年度末のお忙しい中、6名の委員の皆様にはご都合をつけていただき感謝申し上げます。 ちょうど1年前、それも3月の最終週に、第1回目の委員会を同じ場所で開催した。第4回目の検討委員会となる本日は、最後のまとめとしてご議論いただきたい。 まず、本計画の、松江市側の説明・周知の状況についてご報告をさせていただきます。市長、副市長はもちろん、市議員の皆様にも概要版資料を用いて説明を行っている。中には歴史館との違いについて尋ねられる方もおられる。市民の皆様のための施設でもあるので、ご議論いただいた計画や今後の動きを、丁寧な説明を行いながら市民の皆様にご理解いただき、また全職員に対しても説明しながら進めていく、大切な時期をこれから迎えようとして

	<p>いる。本日も議論いただいた後は、こうしたことが我々の大きな役目になっていこう。アドバイスを頂戴しながら進めていきたいと考えている。本日は色々ご議論をいただくようお願いしたい。</p> <p>(資料確認)</p>
事務局 (松史課長・飯塚)	<p>これからの進行は、「松江市文書館(仮称)基本計画検討委員会設置要綱」第5条第2項の規定により、井上委員長に会議の議長を務めていただくので、宜しく願います。</p>
井上委員長	<p>会議次第にしたがい、議事を進める。なお、本日の審議内容は、非公開の案件はないと聞いている。「松江市情報公開条例」に基づき、事務局で整理のうえ、情報公開したいと思うがよろしいか。</p>
各委員	<p>(…異議なし…)</p>

**【報告】** パブリックコメント募集の結果について

事務局 (松史課・小山)	<p>(資料説明)</p>
井上委員長	<p>ご意見・ご質問等があればご発言いただきたい。</p>
竹永委員	<p>埋蔵文化財調査課が同室となることに関するご質問があったが、埋蔵文化財調査課では、移転にあたって特別な広報などを行っているか。</p>
事務局 (松史課・小山)	<p>現段階では大きな広報はしていないが、文書館基本計画策定や施設整備と併せて触れさせていただいている。具体的な整備の中身はこれから検討する。</p>

**【議事】** 「松江市文書館(仮称)基本計画」最終案について

事務局 (松史課・小山)	<p>(資料説明)</p>
清原委員	<p>第6章(2)「教育現場との連携」(25頁)については、事前に意見を述べ</p>

	<p>させていただいた部分でもある。「松江市の歴史・文化をわかりやすく学ぶことで郷土への愛着を深める」とあるが、それだけではなく、小中高生の時期から、地域の現在のあり方や将来のあり方についても地域の様々な資料をとおして考えてもらえるような、「主権者教育」の視点を入れるとよい、という理由から「市政のあり様を学ぶため」と入れていただくよう修正の提案をした。</p> <p>また、現在の案では「こうした活動を通じて、主権者としての自覚を育てることに寄与します」と示していただいているが、「主権者」という表現が抽象的で分かりにくいと感じた。「こうした活動を通じて、教育現場に地域が形づくられてきた経緯を学ぶ場として文書館が認知され、将来の地域づくりの担い手の育成に寄与します」としていただいた方が、この部分の説明としてはより理解がしやすいと思う。前段に「市政のあり様を学ぶ」という文言があるので、「郷土への愛着を深める」という部分と、地域のことを深く考えてもらう、という意図がよく伝わる。</p>
井上委員長	<p>「主権者としての自覚を育てる」ではかえって分かりにくいので、修正した方がよいとのご意見だが、いかがか。</p>
事務局 (松史課・小山)	<p>ご提案いただいた文言に修正をさせていただく。</p>
竹永委員	<p>清原委員が分かりにくいと言われたのは、一足飛びに「主権者」となるのが分かりにくいということだろう。国立公文書館であれば「主権者」でよいと思う。ただ、「地域づくりの担い手」という表現も抽象的なところがある。「主権者」という文言を入れられた考え方に対応して「地方自治の担い手」と入れたらどうか。「地方自治と地域づくりの担い手」などとすると、松江市文書館としては、正確な内容になるのではないかと思うが、いかがか。</p>
井上委員長	<p>もう一度ご説明いただきたい。</p>
竹永委員	<p>つまり、「主権者」という表現は唐突なので外し、清原委員が言われた「地域づくりの担い手」に加えて、「地方自治」という文言を一言加えると、松江市文書館に即応したものになると考える。</p>
井上委員長	<p>言葉を加えるということか。</p>

清原委員	前案に加えて「地方自治」という言葉を入れる。
小林委員	どこに、どう加えるとよいか。
清原委員	「地域が形づくられてきた経緯を学ぶ場としての文書館」という部分は、たしかに文書館機能のひとつでもあるので、入れてよいと思う。その後に「地方自治や将来の地域づくりの担い手の育成」と入れる。
井上委員長	整理していただきたい。「主権者としての自覚を育てること」という一文を前案に戻した上で、さらに「地方自治の担い手」という文言を加えるという理解でよろしいか。
事務局 (松史課・小山)	読み上げさせていただく。「こうした活動を通じて、教育現場に地域が形づくられた経緯を学ぶ場として文書館が認知され、地方自治や将来の地域づくりの担い手の育成に寄与します」でよろしいか。
井上委員長	そのように修正してほしい。
事務局 (松史課・小山)	承知した。
竹永委員	<p>第2章(3)「松江市文書館(仮称)の基本機能と実施事業」(8頁)について。「地域史分析の主体である松江市民・地域住民」とあるが、市民の立場からすると、急に「地域史分析の主体である」と言われてもピンとこない。公文書や地域資料は、市民が活動の中でつくってきたものである。どう表現してよいかは分からないが、地域住民としての活動の中で生み出されてきた公文書や歴史資料である、ということが分かるような表現があるとよい。収蔵されている歴史公文書・地域資料と地域住民との関係が分かるようにしていただきたい。地域の活動の中で生み出されてきたものを、松江市が責任をもって保存・管理・公開していく。文書館に収蔵されている資料は住民に無関係なものではなく、自分たちが営んできた活動の成果である、という意味での「主体」である。こうした部分を文章化されると、地域住民としても納得されやすいのではないか。</p> <p>第4章(4)「文書館の施設機能」(20頁)レイアウト案について。実際の撮影は、2階の「写場」で行うのか。または、1階の「資料調査室」になるのか。例えば、コピースタンドを写場に設置するのであれば、文書を2階</p>

	<p>に持っていく必要がある。職員は 1 階に常駐しているため、撮影作業を行う場所と職員がいる場所とが離れてしまうと、文書に職員の目が届かなくなってしまう。それはよくないのではないか。</p> <p>第 6 章 (1)「松江市における他施設との役割分担と連携」(24 頁)について。実際に、市民から自身の資料を寄贈、または管理してもらいたいという要請があった場合、県立図書館という選択肢もある。松江市には市立図書館もあるが、実際上は、県立図書館との関係が大きく影響するのではないか。県立図書館との連携をどう考えているか。</p> <p>休日の開館について。事前に提示した資料は、文書館だけではなく、他施設と併設されたようなところも含めている。そうしたところは、併設された施設の休館日が自動的に文書館施設の休館日になっている。さらに分化していないところでは、役場庁舎の休館日が、そのまま文書館の休館日になっていることもある。これらは利用者側の立場から申し上げたが、逆に市職員が利用することも想定しなければならない。開庁日に急遽文書の確認が必要になった場合に文書館が休館していると、執務に差し支えるということもある。両立は難しいと思うが、土日開館をして、平日を代替日にする場合の検討課題として、職務に差し支えないような開館・休館のあり方を考える必要があるだろう。</p>
事務局 (松史課・小山)	<p>「地域史分析の主体」(8 頁)という表現について。歴史公文書や地域の歴史資料が自分たちにとって身近であるということ、文言として加えさせていただくということによろしいか。「地域史分析の主体である」という文言の前に加えさせていただきたい。具体的な表現のご提案がいただければ喜ぶ。</p>
竹永委員	<p>「身近である」というより、文書館で所蔵している資料は住民が生み出したものである、という関係性をはっきりさせることが、市民に分かっていただける基本であり、文書の本質ではないか。そうした趣旨での発言である。</p>
井上委員長	<p>竹永委員のご意見について、文書館には別の面もあると考えている。資料を集めて分析するというだけではなく、地域住民自身とともに地域史分析を進めていく。住民自身が学ぶ場として機能していくことが大切である。ただ資料を集めて研究するのではなく、市民を巻き込んだ形での地域史研究を進めていくということ、文書館が自らの任務として自覚する。むしろ地域史研究センターとしての機能を持っているということをはっきりさせるべきではないか。</p>

	<p>竹永委員がおっしゃったこととは少し意味が違うが、両方をうまく入れこんでいただきたい。</p>
竹永委員	<p>「地域史分析の主体」という表現が唐突に出てくると、私が分析するのか、とってしまう。</p>
井上委員長	<p>地域市民自らが地域史を学ぶのだ、という位置づけであり、それを文書館が手助けして一緒に学ぶ、という意味も必要だろう。</p>
竹永委員	<p>問題は2つある。委員長がおっしゃったのは、文書館の機能・役割の側面であり、私が申し上げたのは、文書館が収蔵する資料と住民との関わりについてである。どちらがということではないので、両方を分かりやすく、それぞれ説明していただくと納得できるのではないか。</p>
井上委員長	<p>今すぐは難しいと思うので、論点が出たということを記録に留めておいていただきたい。</p>
事務局 (松史課・小山)	<p>また個別にご相談させていただきたい。</p> <p>写真撮影について。撮影場所は、基本的には閲覧・展示スペースを想定している。執務室からよく見えるように配置をしたい。2階の写場は、基本的には職員による撮影を想定しており、来館者に2階をメインで使用していただくことはないと考えている。色々なものの撮影があるため、場合によっては2階を使うこともあるかもしれないが、原則的には文書館側の施設と考えている。来館者に撮影していただく場所としては、閲覧スペースや会議室・資料調査室などを考えている。いずれも、職員の目が届くような形を考えている。</p>
	<p>県立図書館との連携について。24頁に記載する「連携」は、松江市の施設との連携であった。それ以外の、県内東部エリアとの連携については、第2章(3)「エ) 歴史公文書と地域の歴史資料(古文書等)を保存する類似施設との連携」(9頁)に記載している。ここに島根県立図書館も入れさせていただいている。実態として、県立図書館の郷土資料室とは、松江市史編纂も含めて、相当の関係をもって進めてきた。県立図書館との連携はもちろんだが、県立図書館だけではなく、連携の範囲としては県東部にわたるような形を考えている。また、全国にも広げていくということで全史料協(全国歴史資料保存利用機関連絡協議会)への参加も書かせていただいた。県立図書館との連携については、9頁に含めさせていただきたい。</p>

	<p>開館時間については、おっしゃるとおり、市町村の文書館（公文書館）の実態として、資料館や図書館と併設しているパターンがある。併設された施設の開館時間に合せるということももちろんある。一方で公共性利用の側面もこれからしっかりと整備していく必要がある。バランスの取れた運用方法を検討していきたい。ご意見いただき感謝申し上げます。</p>
井上加奈子委員	<p>第3章(1)「公文書管理の見直し事項と現在の状況」(12頁)の「アーキビスト」という職名について。3月7日段階の計画案を拝見した際には、「アーキビスト」とは「公文書管理を支える専門的職員」という表現をされていた。「アーキビスト」と聞くと、国立公文書館が認証する認証アーキビストを思い浮かべるが、松江市が策定する計画案では「アーキビストという職名を使うが、専門的な職員」という位置づけで使用されるのかと思っていた。本日の資料を拝見すると、「専門職」という表現に修正がなされている。考え方に変更があったのか。</p>
事務局 (松史課・小山)	<p>アーキビストについては、整備構想時代から「専門的職員」と表現してきた。しかし、「専門的職員」では分かりにくく、はっきりしないような言葉であることから、「専門職」としたほうがアーキビストの専門性が分かりやすいと考え、文言修正をさせていただいた。今、松江市では文献史学の専門職員の採用を進めている。そうした意味で、「専門職」という言葉に修正をさせていただいた。考え方に大きな変化はない。</p>
清原委員	<p>第7章「松江市文書館（仮称）整備に向けたスケジュール」(26頁)について。令和7年度からはじまる公文書管理条例の制定はどのように進めていくのか、もう少し詳しく説明いただきたい。</p>
事務局 (総務次長・中岡)	<p>基本的な大きな考え方については計画案の中で示していただいたとおりである。来年度以降はこの考え方をもとに、他自治体の条例等を参考にしながら、基本的には市側で条例案を検討する。現時点では外部委員会を設置する考えはないが、基本計画の考え方に沿って作成したものを、パブリックコメント等で広くご意見をうかがいながら、検討を進めていきたいと考えている。</p>
清原委員	<p>今のところ外部委員を入れることは考えていないということだが、公文書管理条例は今後の松江市の公文書管理のあり方、アーカイブズとしての管理・保存のあり方を、条例として規定していく非常に重要なものである。パブリックコメントだけではなく、専門的な知見を有する人の意見を聞く</p>

<p>事務局 (総務次長・中岡)</p>	<p>ような場があってもよいのではないか。</p> <p>たしかに非常に重要なことを定める条例だと認識している。公文書・歴史公文書等に関わる部分と、実際の事務における文書管理や情報公開に通じる部分もある。どのような分野で専門的なご意見をうかがえばよいのか、難しい部分がある。条例制定に向けて具体的なスケジュールを検討する中で、必要があれば、委員の皆様にもご意見をうかがいたいと考えている。</p>
<p>井上委員長</p>	<p>この点は議論しなければならないところが多い。最後に提起したいが、開館に向けてどのような形で準備するのかを定める大事な条例だと思う。同時に文書館運営委員会のための準備委員会もつくらなければならない。その点も含めて検討が必要である。最後にもう一度ご意見を賜りたい。</p> <p>第4章(4)「文書館の施設機能」のレイアウト案(20頁)から、人の配置についてうかがう。1階にはどのように人が配置されるのか。写真撮影や閲覧だけでなく、日中には案内も必要になってくる。また3階との関係はどうか。イメージがあればうかがいたい。</p>
<p>事務局 (松史課・小山)</p>	<p>基本的には1階の「文書館 執務室・作業室」とある広いエリアに文書館職員を配置する。正面玄関から入って右手にあるカウンターに必ず誰かがいるというイメージである。この場所から閲覧・展示スペースが見えるようにしたい。例えば、資料は3階の歴史資料収蔵庫にあるため、収蔵庫から職員が持って降り、1階の閲覧室または資料調査室で見いただくよう考えている。基本的に3階には職員は常駐しない。もし3階の歴史資料整理室で何かを見いただく場合には、職員が立ち会うイメージである。今後の実施設計の中で配置が変わっていくと、考え方も整理が必要になるが、現時点ではこのように考えている。</p>
<p>井上委員長</p>	<p>本日をもって計画案が出来上がると、実際の準備が迫ってくる。先ほど出たように、いくつか課題も残っている。今後は、施設整備が大事になってくるが、同時に条例制定も大事な作業となる。新たに開かれる文書館を運営するための運営協議会もつくられるが、どのように進めるのか。準備会も必要になってくるだろう。来年度の大変大きな課題である。あらかじめ皆様のご意見をお聞きして、今後に活かしていければと思うがいかがか。</p> <p>清原委員は先ほど、条例制定の際には専門家の意見を入れたほうがよい、と発言されたが、どのような点からそのようにおっしゃったのか。</p>

清原委員	<p>準備会で検討する形でもよいかもしれないが、公文書管理条例の制定にあたっては、専門家の方にも入っていただく必要があるだろう。専門的な知見を持っている方に知り合いもいるので、検討の際には言っていただければと思う。</p>
井上委員長	<p>文書館をつくるための準備過程に困ることがあるだろう。その過程で、文書館に関する専門家をきちんと入れた検討の場をつくり進めるようにということである。</p> <p>鳥取県では検討の過程でどこに注意をされたのか。</p>
井上加奈子委員	<p>以前のことで自分が知らないことも多いのだが、鳥取県では平成24年に公文書管理条例が制定された。その前段階にあたる平成22年に鳥取県立文書館基本機能検討委員会を立ち上げ、大濱徹也先生に委員になっていただき検討を行った。その中で、条例制定の機運が生じ制定に向かっていったと聞いている。しかし、制定にあたって委員会が設けられたという記録はなかったと記憶している。きっかけとなったのは、条例制定の前段階で専門家の先生方のご意見を聞いて進めていったことであると認識している。</p>
井上委員長	<p>島根県では条例が早くに制定された。経過は存じないが、今回は文書館が具体的に動きはじめるので、それも踏まえながら、条例が対応する形で制定される必要がある。専門的な意見が組み込まれた形で計画案がつけられることを期待する。</p>
本多委員	<p>なかなか専門的なことが分からない中で、私としては地域の一般市民の感覚で委員会に参加させていただいた。先ほども文言修正の検討の中で、地域の歴史資料が市民の営みから出てきたものである、というご発言があった。実感として、地域の中で、自分たちが生まれ育った地域の歴史や、地域がどのように出来てきたのか、ということに関心をお持ちの方がとても多いと感じる。調べようにも、古文書などが残っていなかったり、何十年前にはあった歴史資料が現在はなくなっている、などということが身近でも起きている。なくなってしまったら取り返しのつかないことでもある。この文書館の機能として掲げられている、地域の歴史資料の収集・整理・保存は、地域住民の皆さんにとってはとても喜ばしいことであり、期待しているところでもある。これから基本計画が策定され、まだこれから詰めていかれることと思うが、まずは人員体制を整えていただき、基本計画の精神が確実に実行できるように進めていただけるとありがたい。</p>

竹永委員	<p>松江城・史料調査課のホームページはとても充実している。色々な資料や会議の記録が詳細に掲載されているのは素晴らしいことだが、どれほどの人が閲覧しているのか。開館準備のための具体的手立てということで言うと、機運を盛り上げていく必要があると思う。文書館について広く知っていただく。そのためには、Webサイトの充実以外にも、紙媒体のニュースや市報などを活用されるとよい。A4裏表程度でもよいので、基本計画が完成した、というところから出発し、具体的に、資料収集の現状や庁外文書庫めぐりなど、既にホームページにある材料を活用しながら、見ていただける方法を検討していただきたい。実際に文書箱の中に入っている状態や、その中の文書を紹介すると、それぞれの地域の方にとって、自身と文書館との関係も分かりやすく伝わるだろう。文書館に行けば分かるという周知にもなり、非常に身近な存在であることも伝わるのではないか。パソコンやスマートフォンを利用しない方にも分かるように発信していただきたい。また、清原委員のご意見にもあったように、各学校をめぐって説明会を行ったり、島根大学アーカイブズ学専攻との共催で説明会を行うなど、いろんな手立てが考えられる。ご検討いただきたい。</p>
小林委員	<p>第7章(1)「松江市文書館(仮称)開館の時期」(26頁)について。来年度は公文書管理条例・文書館設置条例・施行規則の制定が同時並行で行われる。これら3つの性格の違いと関係について、現時点での見通しがあれば説明いただきたい。</p> <p>また、利用審査についても基本計画に記載されているが、そのあり方等はどこに織り込まれていくのか。文書館の設置形態は多様であり、公文書・歴史公文書のみを扱う館もあれば、今回の基本計画のように地域の歴史資料を扱う館もある。また、管轄部署が一本化されているところもあれば、今回のように、公文書は総務課、文書館は文化スポーツ部が管轄するというように、色々なパターンがある。多様な設置形態と関わって、公文書管理条例と文書館設置条例とはどのような関係にあるのか。現時点での見通しがあれば説明いただきたい。</p>
事務局 (総務次長・中岡)	<p>各条例の建てつけについては、第3章(2)「例規等の整備」(15頁～16頁)においてご検討いただいた。公文書管理条例と文書館設置条例の主な目的・内容についてはそちらで整理をしている。</p> <p>公文書管理条例では、現用公文書の管理から歴史公文書の管理について定めると同時に、歴史公文書の公開・利用についても定めていく。歴史公文</p>

	<p>書の公開にあたっての基準や手数料を徴収するか、といった部分も公文書管理条例の中で定めていく考えである。</p> <p>文書館設置条例では、文書館施設そのものの管理・運用・利用・来館者などについて規定する。また、運営審議会等の外部委員会についても文書館設置条例の中で定めていく。文書館の運用については、引き続き外部の専門家のご意見をうかがう体制をつくっていくことを想定している。特に、歴史公文書の公開に関する部分と文書館運営審議会との関わりについては、今後整理が必要である。</p>
小林委員	<p>利用審査のうち、歴史公文書については公文書管理条例に関わってくる。現用から歴史公文書への移行や収集規準なども公文書管理条例で定めていくわけだが、逆に、地域の歴史資料については文書館設置条例のほうで定めていくという理解でよいか。組織と条例がほぼ対応する形で整備されるということだが、両者がどう関わるのかが気になる。</p>
事務局 (総務次長・中岡)	<p>基本計画では、役割分担として分けて書いてあるが、内容は相互に関わってくる部分もある。現在はまだ具体的な条文書の検討段階にはないので、具体的な検討をする中で、内容の見直しが必要になる部分もあるだろう。今後の検討の中で調整していきたい。</p>
井上委員長	<p>2つの条例がどのように関連するのか、共通する課題に同時に応えていく必要もある。進め方についても併せて検討いただきたい。そのあたりが検討課題であることを認識いただきたい。</p>
竹永委員	<p>利用にかかる手数料について。全国の文書館等で利用料を徴収しているところはないので、無料としていただきたい。市民の活動の中で生み出された歴史資料を閲覧するためにお金がかかるのはいかがなものか。</p>
事務局 (松史課・小山)	<p>ご意見いただき感謝する。手数料についてはこれから検討していくことになるが、「利用」という言葉の範囲は様々であり、閲覧はもちろん、複写・撮影・借用など、様々なことが考えられる。閲覧に対して利用料を徴収することは考えにくいですが、例えば、コピーを取る場合に実費を負担いただくことは考えられる。図書館様でも徴収されているので、こうしたことは考えさせていただくこともある。また、画像の利用も想定される。他館でも、館側が撮影したデジタル画像の利活用について利用料が発生する事例もある。いずれにしても利用しやすい形を考えていきたい。</p>

井上委員長	資料の閲覧に手数料を徴収することは考えていないと思うが、その他に関わる手数料は考えられる。それも含めて詰めていただきたい。
竹永委員	基本計画では、「利用に係る手数料」と「写しの交付に係る費用徴収」というように、分けて記載されているため混乱した。
事務局 (総務次長・中岡)	利用に関する手数料については、徴収しないことも含めて規定する可能性もあるため、そうした意味も含めての表現である。現在運用している情報公開請求に際しては、国では手数料を定めているが、地方自治体で定めている例は少ない。現在、公開請求自体は無料に対応しており、写しの交付のみ実費をいただくという運用になっている。他自治体では手数料を取る方向での見直しも若干あるようだが、こちらとの整合もとりながら検討していきたい。
井上加奈子委員	行政の立場から実態を述べさせていただくと、閲覧について手数料を徴収するという選択肢はないだろうと思う。当県も、複写については、情報公開条例と同じく実費として1枚10円(白黒)をいただいている。一方で、電子メールで画像データを送付するという手続きもある。その場合は実費が発生せず、結果として無料で提供している。ただ、大量の電子データを送付する場合は職員の負担もかなり大きい。
井上委員長	細かい点についてはいずれまとめて検討する必要がある。このようなことが議論されたということ記録に留めたい。 以上をもって、計画案を確認されたということになるがよろしいか。
各委員	(…異議なし…)

【そのほか】

事務局 (松史課・小山)	本日まで確認いただいた最終案は、一部文言修正の必要はあるが、修正させていただいたのちに、市長決裁までとり、計画として正式に策定をさせていただきたい。基本計画策定ののちには、市民の皆様にはしっかりと情報が届くような発信の形を考えていきたい。紙媒体以外にも様々な媒体での広報もある。島根大学の学生に利用いただくことも多いと思うので、ぜひ連携させていただきたい。
-----------------	--

各 委 員	<p>最終案については文言修正もあるため、井上委員長に一任いただき、ご確認いただき、決定する形としたいがよろしいか。</p> <p>(…異議なし…)</p>
井上委員長	<p>以上をもって、第 4 回松江市文書館（仮称）基本計画検討委員会の議事を終了する。進行を事務局にお返しする。</p>

(閉会)

事 務 局 (松史課長・飯塚)	<p>井上委員長においては、円滑な議事運営を行っていただき心より感謝申し上げます。最後に文化スポーツ部長の桑原よりご挨拶をさせていただきます。</p>
事 務 局 (文化スポーツ部長・桑原)	<p>委員の皆様においては、大変貴重なご意見を沢山いただき感謝申し上げます。本日、第 4 回検討委員会をもって最後の委員会となる。冒頭の総務部長の話にもあったが、第 1 回目が 1 年前の昨年 3 月に開催された。1 年間にわたり大変たくさんのご意見を頂戴した。思い返すと、8 月に開催した第 2 回検討委員会では、暑い中玉湯文書庫にも行っていただくなど、大変ご苦勞いただいたことを思い出した。沢山のご意見をいただき感謝申し上げます。</p> <p>これから、公文書の適正な管理に向けて様々なオペレーションの変更等がおきてくるだろう。文書館の管理・整理を行い、市民の皆様にご利用いただきやすいように整備をしていきたい。また、今年の秋に NHK「ばけげけ」の放送が開始されると、市民の皆様も明治期の松江の地域史に興味をお持ちになれると思う。文書館の役割が非常に大事になってくるだろう。こうしたことも含め、整備を進めてまいりたい。</p> <p>これまで委員の皆様にはお世話になり感謝申し上げます。今後とも宜しくお願ひしたい。</p>
事 務 局 (松史課長・飯塚)	<p>以上をもって、松江市文書館（仮称）基本計画検討委員会を終了する。活発なご議論をいただき感謝申し上げます。今後は計画に基づき、文書館整備を進めてまいりたい。どうぞ引き続きご指導・ご鞭撻をお願いしたい。</p>

## 6. 所管課など

松江市総務部総務課 電話0852-55-5112

松江市文化スポーツ部松江城・史料調査課 電話0852-55-5388